平成２３年（フ）第３９０号
青森市はまなす１丁目12番８号
債務者　工藤　和子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６４７０号
大阪市北区浪花町４番４号
債務者　岩村　勝三
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６１３号
大阪府東大阪市三島１丁目24番14号
債務者　源　　直樹
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６４１号
大阪市生野区桃谷３丁目12番31―305号
債務者　井上　　均
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９２９号
大阪市住吉区帝塚山西４丁目４番32号
債務者　池田　義仁
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１７９号
和歌山県紀の川市桃山町市場422番地５　５号室、前住所大阪府東大阪市上小阪４丁目14番４号　Ｃ・５
債務者　峯　　博幸
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１８５号
大阪府豊中市東豊中町６丁目５番４―201号
債務者　藏本　孝幸
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２３６号
大阪府寝屋川市平池町28番11号
債務者　國富　繁樹
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２４６号
大阪府門真市石原町33番10号
債務者　古川　博貴
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２５２号
大阪市平野区長吉出戸５丁目１番60号
債務者　前多　和子（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２６９号
大阪府大東市赤井２丁目９番17号　クワイエット赤井107号
債務者　岡田チヨカ
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３３９号
大阪府豊中市豊南町東３丁目２番６号
債務者　大川　礼子
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３４０号
大阪府大東市深野２丁目８番18号
債務者　坂本　真美
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３４１号
大阪市平野区瓜破３丁目２番40号
債務者　宅野　和夫
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３４３号
大阪市生野区中川２丁目３番12号
債務者　渡部　栄一
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３４７号
大阪市淀川区東三国１丁目28番20号
債務者　南池さとみ（旧姓友寄）
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２４号
沖縄県那覇市久米２丁目５番15号メゾンアルパ６－Ａ
債務者　仲村　周二
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４５２号
沖縄県那覇市泉崎２丁目４番地７　橋川サイクル301
債務者　東江　宏和
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部